

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「一般競争入札方式の実施について」及び「一般競争入札方式の拡大について」
の一部改正について

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号)の一部が改正されたことに伴い、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け国地契第260号)及び「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

(「一般競争入札方式の実施について」の一部改正)

- 1 「一般競争入札方式の実施について」の一部を次のように改正する。
 - 別添1 2(9)中「(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削る。
 - 別添2 4.(9)を次のように改める。
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
 - (イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - 別添2 5.(2)を次のように改める。

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(「一般競争入札方式の拡大について」の一部改正)

2 「一般競争入札方式の拡大について」の一部を次のように改正する。

別添1 2(10)中「(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削る。

別添2 4.(10)を次のように改める。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)

と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。5.(2)③において同じ。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

別添2 5.(2)を次のように改める。

(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、

次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

附 則

この通達は、平成29年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。